

I 令和3事務年度 国税庁実績評価書の概要

1. 国税庁の実績評価制度

- (1) 財務大臣は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号（P. 16）の規定に基づき、国税庁長官に権限を委任した事務（財務省設置法第20条に定める事務）の実施基準及び準則（P. 16）を定めるとともに、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して、それらを公表しています。
- (2) 国税庁の実績評価は、財務省の実績評価方式による政策評価と実質的に同一であることから、「政策評価に関する基本計画」（平成30年3月財務省策定（平成31年3月改定））の定めるところに準じて実施しています。
- (3) 国税庁の実績評価のスケジュールは、国税庁の事務が事務年度（7月1日から翌年6月30日）で実施されていることから、事務年度を計画期間として定めるとともに、前事務年度の6月末までに実施計画を策定し、翌事務年度の10月末を目途に評価書を作成して、公表しています。
- (4) 国税庁の実績評価に当たっては、評価の客観性を確保し、評価の質を高めるため、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催して御意見を頂くとともに、国民の皆様に対して分かりやすい説明に努めています。
また、国税庁では、策定した実施計画及び評価を踏まえ、いわゆるPDCAサイクルを通じて効率的で質の高い税務行政を実施していくこととしています。

2. 「令和3事務年度国税庁実績評価書」の概要

(1) 目標

令和3事務年度の実施計画は、「令和3事務年度 国税庁実績評価実施計画」（P. 8）のとおり策定しており、目標として実績目標(大)を3、実績目標(小)を5、業績目標を7設定しています。これらの目標は、3段階で設定しており、この目標間の関係については、参考1「『国税庁の使命』と『実績目標等』の体系図」（P. 9）において示しています。

なお、目標ごとの施策や測定指標の数等については、参考2「令和3事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標」（P. 10）において示しています。

(2) 評価方法

イ 測定指標の達成度の判定

全ての「実績目標等」について、測定指標を設定しており、評価は、測定指標の達成度の判定を中心として、行っています。

測定指標には、数値目標を設定している定量的な測定指標と、達成すべき状態を文章で記述している定性的な測定指標があります。定量的な測定指標には目標値を達成したか否かが明確になるというメリットがありますが、他方、必ずしも数値だけでは適否の判断ができない場合やそもそも数値で表すことが難しい施策もあり、そのような場合には定性的な測定指標によることが適当と考えられます。国税庁の実績評価では、施策の内容に応じて、定量的な測定指標と定性的な測定指標を組み合わせ、より適切な評価がなされるよう努めています。

測定指標の実績（値）が目標（値）を達成している場合には「○」、達成していない場合には「×」としています。ただし、実績（値）が目標（値）を達成していないものの、その差が僅かである場合には「△」としています。

ロ 施策の評定

測定指標は、原則として、施策ごとに設定しており、その達成度の状況を中心としつつ、必要に応じて指標以外の要素も考慮し、施策の達成状況について、次の5段階で評定を行っています。

- 「s + 目標超過達成」
- 「s 目標達成」
- 「a 相当程度進展あり」
- 「b 進展が大きくない」
- 「c 目標に向かっていない」

ハ 「実績目標等」の評定

施策の評定を総合し、例えば、その「実績目標等」に係る施策の評定が全て「s」であれば「S」、「s」と「a」であれば「A」、「s」と「a」と「b」であれば「B」というように客観的な方法により、次の5段階で評定を行っています。

- 「S + 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

(注) 上記ロ及びハの各評定の表現は、財務省の政策評価の評定に準じています。

なお、施策の評定については、「実績目標等」の評定と区別するため、小文字にしています。

二 上位目標の評定

「実績目標等」のうち、実績目標（大）1については、実績目標（小）1-1～1-5の評定を総合して評定を行い、同様に、実績目標（小）1-2については、業績目標1-2-1～1-2-2、実績目標（小）1-3については、業績目標1-3-1～1-3-2、実績目標（小）1-4については、業績目標1-4-1～1-4-3を総合して、それぞれ評定を行っています。いずれも、次の5段階で評定を行っています。

- 「S + 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

3. 令和3事務年度の評価における留意点

令和3事務年度の評価においては、新型コロナウイルス感染症の影響が継続したことから、実施計画で設定した測定指標の目標値によって施策を評価することが適切でないと考えられる

ものがあります。

このため、感染症の影響といったやむを得ない事情により目標未達成となった測定指標等については、目標値に対する実績値の達成状況のみによって評価するのではなく、代替として実施した測定指標に係る事務以外の事務の実施状況など、上位目標に沿って実施した取組等を総合的に勘案して評価を行っています。

こうした方法によって評価を行った測定指標については、評価書の「実績及び目標の達成度の判定理由」欄にその理由や今後の取組などの詳細を記載しています。

4. 参考資料

実績評価における参考資料として、以下のものを添付しています。

資料1 令和3事務年度において実施したアンケート調査の概要

資料2 令和3事務年度において実施したサンプル調査の概要

(以 上)

令和3事務年度 国税庁実績評価実施計画

令和3事務年度の国税庁実績評価実施計画として、次のものを定めています。

1. 計画期間（評価の対象期間）

令和3年7月1日から令和4年6月30日までの1年間

2. 評価の方法

実績評価方式による事後評価

3. 計画期間内において評価の対象となる実績目標等

計画期間内において、評価の対象となる実績目標等は次のとおりです。

実績目標（大）1	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
実績目標（小）1-1	税務行政の適正な執行
実績目標（小）1-2	税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
業績目標 1-2-1	オンラインによる税務手続の推進
業績目標 1-2-2	デジタルの活用による業務の効率化・高度化
実績目標（小）1-3	納税者サービスの充実
業績目標 1-3-1	広報・広聴活動等の充実
業績目標 1-3-2	相談等への適切な対応
実績目標（小）1-4	適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済
業績目標 1-4-1	適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施
業績目標 1-4-2	期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組
業績目標 1-4-3	不服申立てへの取組
実績目標（小）1-5	国際化への取組
実績目標（大）2	酒類業の健全な発達の促進
実績目標（大）3	税理士業務の適正な運営の確保

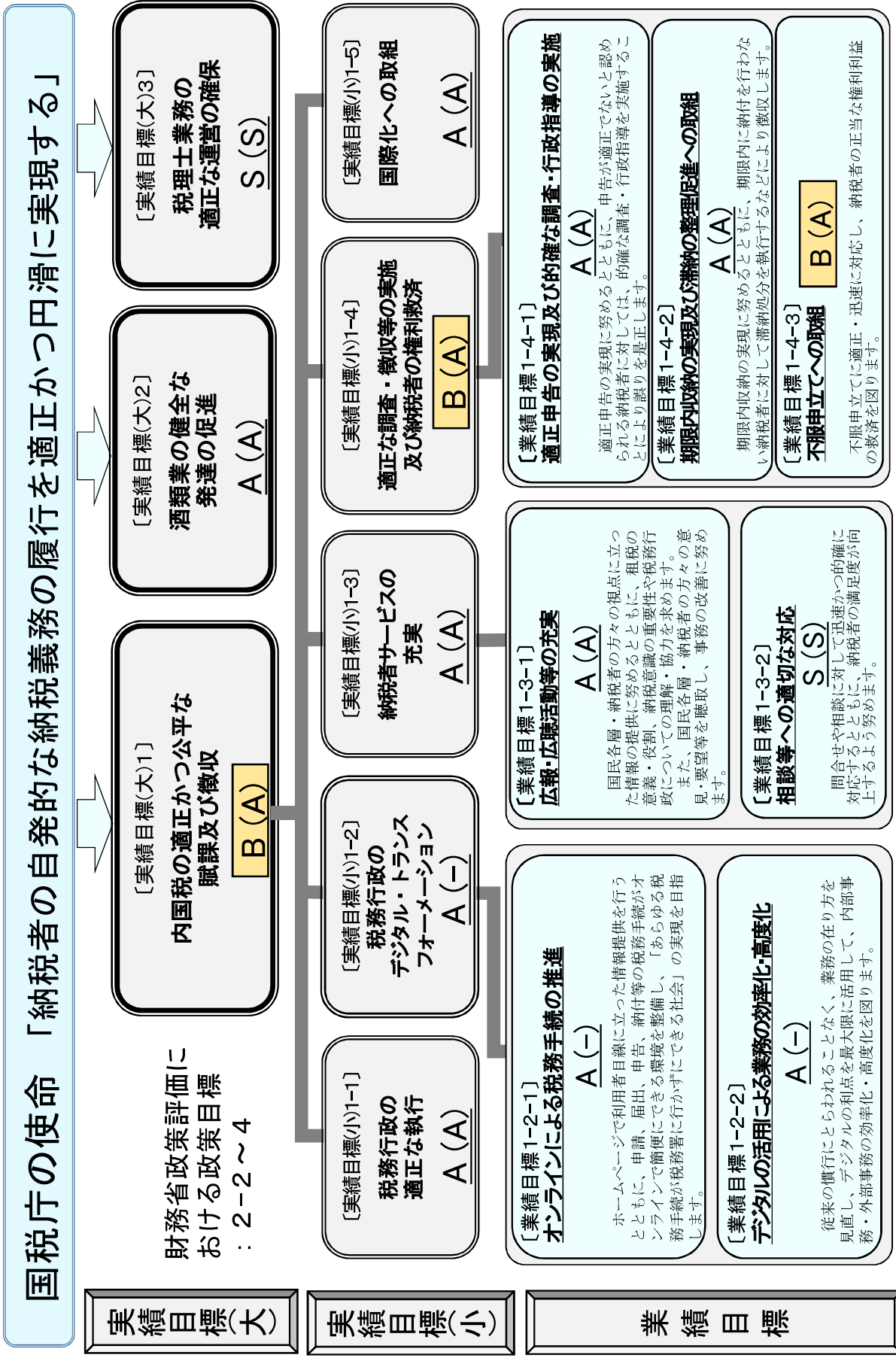
（参考）

令和3事務年度の実績評価実施計画においては、目標に係る取組に対する新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、次のとおり記載しています（令和3事務年度国税庁実績評価実施計画「5. 事前分析表の作成」注書参照。）。

国税庁の業務は、納税者や税理士、関係民間団体など、外部との接触や連携を要する業務が多くあります。令和3事務年度においても新型コロナウイルス感染症の影響下にあることが想定される中、その影響を考慮した適切な目標値の設定が困難な指標については、令和2事務年度の目標値を据え置いているものがあります。

令和3事務年度のこうした測定指標については、今後の感染症の状況によっては、その目標値によって施策を評価することが適切でなくなることがあり得るため、その場合には、評価時における測定指標としての取扱いを変更する可能性があります。

「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図（令和3事務年度）



※ 各目標の符号は令和3事務年度の評定。(-)は目標体系の見直しにより令和3事務年度に新たに設定した目標であるため、令和2事務年度の評定がないもの。
□は令和2事務年度と異なる評定となったもの。評定は、S、+、S、A、B、Cの5段階。

令和3事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標

参考2

実績の目標	施策数 施策名	測定指標数		
		定量	定性	
実績目標(大)1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収		—	—	
実績目標(小)1-1 税務行政の適正な執行	(1) 関係法令の適正な適用と迅速な処理	4	4	
	(2) 税務行政の透明性の確保及び個人情報情報の適切な取扱い等		2	
	(3) 守秘義務の遵守		1	
	(4) 職員研修の充実		1	
実績目標(小)1-2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション		—	—	
業績目標1-2-1 オンラインによる税務手続の推進	(1) オンライン申告の推進	5	7	
	(2) マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組		1	
	(3) 利用者目線に立った情報提供		1	
	(4) キャッシュレス納付の推進		1	
	(5) 申請・届出等の合理化・デジタル化		1	
業績目標1-2-2 デジタルの活用による業務の効率化・高度化	(1) 内部事務のセンター化の推進	3	1	
	(2) 照会等のオンライン化の推進		1	
	(3) データ活用等による税務執行の効率化・高度化		1	
実績目標(小)1-3 納税者サービスの充実		—	—	
業績目標1-3-1 広報・広聴活動等の充実	(1) 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実	5	2	
	(2) 租税に関する啓発活動		4	
	(3) 関係民間団体との協調関係の推進		1	
	(4) 地方公共団体との協力関係の確保		1	
	(5) 国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等		1	
業績目標1-3-2 相談等への適切な対応	(1) 納税者からの相談等への適切な対応	3	6	
	(2) 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応		1	
	(3) 改正消費税法への対応		1	
実績目標(小)1-4 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済		—	—	
業績目標1-4-1 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施	(1) 有効な資料情報の収集	4	1	
	(2) 的確な調査事務の運営		4	
	(3) 社会・経済状況に対応した調査への取組		2	
	(4) 悪質な脱税者に対する査察調査の実施		1	
業績目標1-4-2 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組	(1) 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施	5	1	
	(2) 滞納を未然に防止するための取組		1	
	(3) 効果的・効率的な徴収事務の運営		2	
	(4) 滞納の整理促進への取組		1	
	(5) 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収		1	
業績目標1-4-3 不服申立てへの取組	(1) 不服申立ての適正・迅速な処理	2	2	
	(2) 裁決事例の公表の充実		1	
実績目標(小)1-5 国際化への取組	(1) 税務当局間の要請に基づく情報交換	6	1	
	(2) 共通報告基準(CRS)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施		1	
	(3) 国別報告事項(CbCR)の情報交換の的確な実施		1	
	(4) 相互協議事案の適切・迅速な処理		1	
	(5) 外国税務当局との知見の共有		1	
	(6) 開発途上国に対する技術協力		2	
実績目標(大)2 酒類業の健全な発達の促進	(1) 日本産酒類の輸出促進の取組	7	2	
	(2) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応		1	
	(3) 酒類の公正な取引環境の整備		1	
	(4) 構造・経営戦略上の問題への対応		1	
	(5) 独立行政法人酒類総合研究所との連携		1	
	(6) 20未満の者の飲酒防止対策等の推進		1	
	(7) 酒類に係る資源の有効な利用の確保		1	
実績目標(大)3 税理士業務の適正な運営の確保	(1) 税理士会等との連絡協調の推進	3	1	
	(2) 税理士等に対する指導監督の的確な実施		1	
	(3) 書面添付制度の普及・定着に向けた取組		1	
上記合計		47	42	38

税務行政のデジタル化に関する取組
－ 令和3事務年度における主な取組 －

国税庁では、経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性の向上と課税・徴収の効率化・高度化を推進する観点から、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組み、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指しています。令和3事務年度におけるデジタル化に関する主な取組の概要は、以下のとおりです。

1. 税務行政の適正な執行（実績目標(小) 1-1）

○ 職員研修の充実（施策：実 1-1-4）

経済取引のグローバル化・デジタル化の進展等、税務行政を取り巻く環境の変化に適切に対応し、高度な専門的知識を習得するなど職務遂行能力の向上を図るための職員研修について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンラインの利用など実施方法の変更等をしながら、職員の能力・資質の一層の向上を図りました。

2. 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（実績目標(小) 1-2）

(1) オンラインによる税務手続の推進（業績目標 1-2-1）

イ オンライン申告の推進（施策：業 1-2-1-1）

申告等をオンラインで受け付ける国税電子申告・納税システム（e-Tax）や所得税の申告データを作成する「確定申告書等作成コーナー」などのシステムについて、利用者目線に立った不断の改善に取り組み、オンライン申告割合の向上を目指しています。

相続税の申告手続におけるe-Taxについては、税理士等に利用勧奨用はがきを送付してアンケートを実施し、その結果も踏まえて、添付書類イメージデータを光ディスク等により提出ができるようにするなどの利便性の向上を図りました。

納税証明書の交付請求については、令和3年7月から、これまでの電子納税証明書（XML形式）に加え、偽造防止加工（QRコード等）を施すことで、自宅等で書面出力しても有効な電子納税証明書（PDF形式）の発行を受けることが可能となりました。

「確定申告書等作成コーナー」については、「スマホのカメラ機能を利用した給与所得の源泉徴収票の自動入力機能」や「2次元バーコード認証により、ICカードリーダーライタを使わずにスマホでマイナンバーカードを読み取りe-Tax送信が可能となる機能」、「特定口座年間取引報告書（上場株式等の譲渡所得等・配当所得等）などのスマホ専用画面の対象拡大」などの利便性向上に資する機能改善を行いました。

一方、税理士会等をはじめとする関係民間団体等に対するe-Taxの利用拡大に向けた協力要請や、納税者及び税理士への個別勧奨を行い、その利用拡大に取り組みました。

特に、令和3事務年度においては、確定申告会場への来場者削減の観点や、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減の観点からも、税理士会などの関係民間団体等への働き掛けや納税者へのダイレクトメール送付などにより、例年以上に自宅等からのe-Tax利用の勧奨に取り組みました。

また、市区町村と連携して、地方公共団体の申告書作成システムで作成された所得税申告

書等について、地方公共団体から国への電子データによる引継ぎを推進しました。

ロ マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組（施策：業 1-2-1-2）

マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、国税庁ホームページの特設ページを随時更新し、マイナンバー制度に関する情報提供を行ったほか、総務省及び関係民間団体等と協力し、マイナンバーカード申請コーナーを設置するなど、様々な機会を通じてマイナンバーカードの取得促進に積極的に取り組みました。

また、マイナポータルを活用して申告に必要な控除証明書等のデータを一括取得し、申告書の該当項目に自動入力するマイナポータル連携機能についても、新たに寄付金受領証明書等（ふるさと納税）、医療費通知情報及び地震保険料控除証明書を対象に追加するなど、更なる利便性の向上に取り組みました。

さらに、法人名及び所在地の英語表記を登録している法人について、法人番号公表サイト英語版 Web ページのみに掲載していましたが、法人番号公表サイト（日本語版）にも英語表記を掲載するよう対応し、法人番号公表サイトの利便性の向上に努めました。

ハ 利用者目線に立った情報提供（施策：業 1-2-1-3）

国税庁ホームページにおいて税に関する情報の提供を行う「タックスアンサー」について、利用者が自分に合った状況や知りたい情報を選択することにより回答を絞り込む検索方法を追加したほか、利用者の意見を反映させるため、各回答ページに新たに評価ボタンを設置しアンケートへ誘導するなどの改修を令和4年1月に行いました。

また、土日や夜間でも利用できる税務相談のツールであり、質問に対する回答をオンラインで行う「チャットボット」について、所得税の確定申告や年末調整に関する相談内容を拡充したほか、令和4年5月からインボイス制度に関する相談内容を追加しました。

ニ キャッシュレス納付の推進（施策：業 1-2-1-4）

日本銀行・金融機関や地方公共団体等の関係機関とも連携し、ダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付の利用勧奨や周知・広報を強化・推進するとともに、個人の方のダイレクト納付利用届出書及び振替依頼書の e-Tax での提出のほか、ダイレクト納付による分割納付を可能とするといった、既存の納付手段の機能改善を図るなど、国税納付の更なるキャッシュレス化を推進することにより、納税者利便の向上と事務の効率化を図りました。

ホ 申請・届出等の合理化・デジタル化（施策：業 1-2-1-5）

デジタルの効果を最大限に活用するためには、既存の様式を前提にオンライン化を図るのではなく、手続や業務の在り方自体の見直しを進めていくことが重要です。各種申請・届出等について、手続自体の要否や記入項目の簡素化などの検討を行い、制度当局との協議を行った結果、令和4年度税制改正において、以下の項目について制度改正が実現しました。

- ・ 修正申告書及び更正請求書の記載事項の削減（各税目に係る修正申告書等合計44様式について合理化・簡素化）
- ・ 納税地の異動・変更に係る届出書合計2様式の提出不要化
- ・ 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書の記載事項削減

(2) デジタルの活用による業務の効率化・高度化（業績目標 1-2-2）

イ 内部事務のセンター化の推進（施策：業 1-2-2-1）

デジタル化を前提に業務の在り方自体の見直しを行い、内部事務の業務の効率化を図るため、従来、個々の税務署で行われていた申告書の入力や審査等の内部事務を専担部署（センター）

に集約処理する「内部事務のセンター化」について、令和3事務年度から、国税局の機構として業務センター室を設置し、一部の税務署の内部事務を効率的に集約処理しました。

ロ 照会等のオンライン化の推進（施策：業1-2-2-2）

金融機関に対する預貯金情報の照会について、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関との預貯金等の照会・回答業務のオンライン化を開始しました。

また、税務調査等で必要な資料の提出については、令和4年1月から納税者がe-Taxを利用してオンラインで提出できる仕組みを整備しました。

ハ データ活用等による税務執行の効率化・高度化（施策：業1-2-2-3）

共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができる事務用モバイルパソコンを令和4年1月に10,000台配備し、効率的かつ高度な調査・徴収の実施につなげるとともに、テレワークの推進やペーパーレスによる打合せ等の働き方改革に取り組みました。

3. 広報・広聴活動等の充実（業績目標1-3-1）

(1) 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実（施策：業1-3-1-1）

令和3事務年度の重点広報項目として「ICTを利用した申告・納付手続」及び「消費税のインボイス制度」を掲げ、国税庁ホームページなどを通じて、ICTを利用した税務手続に関する情報のほか、国税庁の取組等、各種情報の提供を行いました。

具体的には、確定申告に関する情報を集めた国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」へ誘引するため、ポスター、テレビ・ラジオCM、インターネット広告、Twitter等による情報発信のほか、LINEアプリ利用者のうち国税庁公式アカウントの友だち登録者に対して、e-Taxを利用した自宅からの申告を勧奨するメッセージを送信するなどの広報を実施しました。

また、国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」や動画共有サイト（YouTube）において、国税庁の取組、税の仕組み及び手続等を紹介する動画を配信することにより、ICTを利用して申告・納付手続を行う方々への分かりやすい情報提供に努めました。

(2) 租税に関する啓発活動（施策：業1-3-1-2）

学校等で開催される租税教室については、租税教育推進協議会（国税局・税務署、地方公共団体、教育関係者等で構成）を中心に、税理士会をはじめとする関係民間団体等と連携し、必要に応じてオンラインを活用した租税教室を開催するなど、コロナ禍に即した講師派遣に努めました。

税務大学校で開催している公開講座については、これまで、税務大学校和光校舎で日中に開催していましたが、令和3事務年度においては、オンライン配信により実施するとともに、日中に視聴できない方のために、同日夜に同じ内容を再配信しました。

関係民間団体・大学生等に対する国税局及び税務署幹部等による講演会については、開催地域における新型コロナウイルス感染症の感染状況などに応じて開催方法を検討し、オンラインによる開催に取り組みました。

(3) 地方公共団体との協力関係の確保（施策：業1-3-1-4）

納税者サービスの向上や国・地方公共団体双方の税務行政の効率化を図るため、地方税務協議会等を開催し、資料情報等の相互データ提供など、地方税ポータルシステム（eLTAX）とのデータ連携の利用拡大や、e-Taxの利用拡大に向けた取組及びマイナンバー制度の一層の

普及・定着に向けた各種施策の実施や周知・広報などに関する協力関係の確保に取り組みました。

4. 相談等への適切な対応（業績目標 1-3-2）

○ 改正消費税法への対応（施策：業 1-3-2-3）

改正消費税法に関する相談については、「電話相談センター」のほか、「軽減・インボイスコールセンター」や各税務署に設置している「改正消費税相談コーナー」において、適切かつ丁寧に対応するとともに、国税庁ホームページに掲載している、軽減税率制度及びインボイス制度について解説したQ&Aの改訂や全国どこからでも参加できるオンライン説明会を開催するなどの取組を実施しました。

5. 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施（業績目標 1-4-1）

(1) 的確な調査事務の運営（施策：業 1-4-1-2）

課税調査において、申告実績や過去の調査実績、各種資料情報等のデータを活用した納税者管理の精緻化や事案選定を実施したほか、国税局調査部（課）においては、帳簿データの取得や、納税者の理解と協力の下、納税者のWeb会議システム等を活用するなど、様々な工夫を凝らして取り組みました。

(2) 悪質な脱税者に対する査察調査の実施（施策：業 1-4-1-4）

査察調査において、各種情報に係るデータを活用した事案の発掘に積極的に取り組んだほか、デジタルフォレンジック用機材を活用した電子機器等の電磁的記録の証拠保全及び解析などを実施しました。

6. 国際化への取組（実績目標(小) 1-5）

(1) 相互協議事案の適切・迅速な処理（施策：実 1-5-4）

国際的な二重課税の問題に対処する外国税務当局との相互協議について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、対面協議の開催が困難化した中であっても、Web会議システムやその他の通信手段の積極的な活用により、相手国における感染状況の影響を受けて相互協議の実施が困難であった場合を除き、多くの国との間で機動的かつ効率的な相互協議を実施しました。

(2) 外国税務当局との知見の共有（施策：実 1-5-5）

税源浸食と利益移転（BEPS）対策の実施、2つの柱からなる経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応、税の安定性の向上、開発途上国への技術支援等の各国共通の問題に関し、OECD関連会議（オンライン形式での参加を含む。）やアジア税務長官会合（SGATAR）（国税庁ホストでオンライン形式により開催）等の多国間会合、SGATAR研修（オンライン形式で開催）等を通じて、知見の共有や問題解決に取り組み、各国税務当局との協力強化に努めました。

(3) 開発途上国に対する技術協力（施策：実 1-5-6）

開発途上国における税務行政の改善・向上のための技術協力として実施する研修について、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国からの研修員の受入れや海外への講師派遣が困難でしたが、eラーニングやオンライン視察も取り入れるなど、オンラインを活用し、でき

る限り研修を実施しました。

7. 酒類業の健全な発達の促進（実績目標（大）2）

(1) 日本産酒類の輸出促進の取組（施策：実 2-1）

日本産酒類の輸出促進のための新規販路の開拓支援としての取組である「ターゲット国・地域で実施される展示会等への出展等支援」、「輸出促進コンソーシアムによるマッチング支援」については、オンライン商談会を効果的に活用するなど、日本産酒類の輸出促進に向けた各種施策に取り組み、結果として日本産酒類の輸出金額も 1,147 億円(対前年比 61.4%増)となり、10 年連続で過去最高を記録しました。

(2) 構造・経営戦略上の問題への対応（施策：実 2-4）

酒類業の経営改善等に対しては、業界のニーズを踏まえ、経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催(47回、996人受講)したほか、中小企業支援施策等の情報提供や中小企業等経営力強化法に定める経営力向上計画の作成支援を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度以前に比し、開催回数、参加人数ともに減少しましたが、可能な限りオンライン形式に切り替えて実施することにより、前年度に比し開催回数、参加人数ともに増加しました。

(参考条文等)

○ 中央省庁等改革基本法（抄）

第16条

第6項

第二号（省略）府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

○ 国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令（抄）

財務省訓令第12号
国 税 庁 長 官

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令を次のように定める。

平成13年1月6日

財務大臣 宮 澤 喜 一

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

(訓令の目的)

第1条 この訓令は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

(国税庁の所掌事務)

第2条 国税庁は、財務省設置法（平成11年法律第95号）第20条に定める事務を所掌し、別表に掲げる法律を執行する。

(事務の実施基準)

第3条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

(準則)

第4条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配慮しつつ事務を行うものとする。

一 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 納税環境の整備

(イ) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすく的確に周知すること。

(ロ) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。

(ハ) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力及び参加の確保に努めていくこと。

ロ 適正かつ公平な税務行政の推進

(イ) 関係法令を適正に適用すること。

(ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。

(ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。

(ニ) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。

二 酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。

ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。

三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

附則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

別表 (略)